

(目的及び設置)

第1条 化学工学の基礎理論を軸として、環境調和型高効率次世代化学プロセスを産学連携で開発、実用化することを目的として、化学プロセス研究コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）を京都大学大学院工学研究科に設置する。なお、本コンソーシアムではテーマ毎に別表のグループを設置する。

(代表者)

第2条 本コンソーシアムの代表者を京都大学大学院工学研究科・教授 河瀬元明とする。

(会員及び年会費)

第3条 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの目的に賛同する次の者により構成されるものとする。

(1) 代表者

(2) 法人会員 年会費：10万円

(3) 個人会員（大学研究者など本コンソーシアムに貢献すると代表者が認めた個人）年会費：無料
なお、年会費は各年4月1日から翌年3月31日までの分とする。また、各グループへの参加には各グループにおいて定める年会費を別に必要とする。法人会員は京都大学が発行する請求書に基づき年会費を支払うものとする。

(入会等)

第4条 本コンソーシアムにおける入会等については次のとおり取り扱うものとする。

(1) 入会、継続 入会ならびに継続を希望する者は、所定の申込書を提出し、代表者がこれを承認することで入会または継続とする。なお、年会費は申込時期にかかわらず第3条に定める額とする。

(2) 退会 退会を希望する者は、代表者に申し入れることによりいつでも退会できる。ただし、年会費の返還はないものとする。

(3) 除名 本規約に違反するなど、本コンソーシアムの活動に支障があると代表者が判断した場合は除名することができる。

(4) 解散 代表者は各会員と協議の上、本コンソーシアムを解散できるものとする。なお、京都大学の責により年度途中で解散するときは、年会費の一部を返還する。

(会員への提供)

第5条 本コンソーシアムは次の活動を行う。

(1) 本目的に関連する各グループの活動報告などの情報提供（年に2回程度、一会員につき、4名まで参加可能）

(2) 会員間の交流機会の提供

(運営及び事務局)

第6条 本コンソーシアムの運営は、代表者の指示により、事務局である京都大学が担当する。なお、会員は、代表者及び事務局に対して意見、提案を行うことができる。

(公表事項)

第7条 本コンソーシアムの概要ならびに参加する会員名は公表するものとする。ただし、非公表を希望する者を除く。

(秘密保持)

第8条 本コンソーシアムの活動において取り扱う情報は、原則として秘密情報としない。ただし、秘密情報として取り扱われるべきものについては、秘密情報であることと内容の概要を事前に受領者に伝えることとし、提供者と受領者の同意を得た場合に限り開示するものとする。その場合の秘密保持期間は3年間（公知となった場合を除く）とし、退会、除名、解散後も秘密保持義務を遵守しなければならない。

(経理)

第9条 本コンソーシアムの事務局は、年度毎に経理報告を行う。また、年会費のうち20%相当の事務費を徴するものとする。

(期間)

第10条 本コンソーシアムは、2020年4月1日に開始し、2026年3月31日まで実施する。なお、代表者の判断により延長することができる。

(免責)

第11条 本コンソーシアムの活動は、すべて自己の責任において遂行されるものであり、いかなる事故や損傷などが生じても本コンソーシアムは一切の責任を負わないものとする。

(協議)

第12条 この規約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、またはこの規約に定めのない事項については代表者及び法人会員が協議の上、解決するものとする。

以 上

別表（第1条関係）

グループ名
ナノ材料プロセス研究グループ
マイクロ化学生産研究グループ